

第 6 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 2 8 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和6年6月28日岩沼市役所6階第2会議室において、下記案件を審議するため、
第6回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 農農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第4 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について |
| 日程第5 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 日程第6 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第8 | 農用地利用集積計画について |
| 日程第9 | 令和5年度 最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について |

1、出席委員

1 番	木皿 清	2 番	渡邊 等	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由
5 番	川村 雄治	6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	9 番	鎌田 正治
10 番	三品 英樹	11 番	長田 茂	12 番	渡邊 朗子	13 番	菅井 武雄
14 番	宮部 淳子						

2、欠席委員

8 番 菅原 龍也

3、農地利用最適化推進委員

17 番 齋 明美

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長	橘川 麻美	主事	佐々木 常行
----------	-------	----	-------	----	--------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第6回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、11番長田茂委員、12番渡邊朗子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
古積事務局 事務取扱	長	議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。今回報告いたします3件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、これら届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 事務取扱	長	議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、2件受理いたしております。1件目の転用目的は、譲受人の住宅の建築、2件目の転用目的は、譲受人である市内建築業者による分譲用地造成及び資材置場へ転用するものでございます。こちらは、議案書に記載の内容で提出いただいておりますが、6月24日付けで、届出者による取り下げ願いが提出されております。そういった形

		で、24日付で取り下げというようなことが出ておりますので、その旨をお含みおき願いたいと思います。なお、この届け出につきましては、岩沼市農業委員会規程による事務局長専決事項となっておりますので、その辺もご了承頂きたいと思います。説明は以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。事務局から報告願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の3頁から10頁をご覧ください。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、報告いたします。16件ですが、中間管理機構に係るものですので、貸し手・借り手の組み合わせとしては8組でございます。いずれも双方の合意による解約です。当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から概要について説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書は、11頁となります。農地法第3条では、農地を耕作する権利を、設定したり移転したりする際の要件について定めています。権利を取得しようとする者は、権利を持つ農地について、①全て効率的に利用すること、②必要な農作業に常時従事すること、③周辺の農地利用に支障がないこと、以上の要件をすべて満たす必要があることから、当番委員の立ち会いの下、当事者・関係者からの聴き取り調査、および現地調査を行っております。事務局からは以上です。
議	長	つづいて、担当委員から説明願います。
長田(幸浩)委員		議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について、6番の長田幸浩からご説明申し上げます。 先般6月24日13時10分から、市役所3階の農業委員会で担任委員会

		が開催され、事務局から2件の案件について説明を受けた後に現地に移動して現地確認を行いました。出席者は私の他に12番の渡邊委員、及び斎推進委員、そして事務局の橘川係長の計4名で行いました。総会資料の11ページ、位置図は1ページ及び2ページをご覧ください。 番号1の案件につきましては、対象農地が早股字松原18-1面積70㎡と、と隣接する19-1面積624㎡のいずれも農用外の畑になります。譲渡人は●●さんで、譲受人は●●さんです。今回、譲渡人が高齢で管理が困難ということで所有権の移転の申請となりました。現地では譲受人に対応して頂きました。 位置図の2ページをご覧ください。対象の畑は市道の交差点の角に位置し、道路に面する部分は間に排水路が入っています。畑の右側の敷地は譲受人の自宅で、かつ、この対象となる畑の上側(北側)に隣接する畑も譲受人の畑であることから、所有権が移転することで譲受人は効率的な利用が出来るものと思われます。適切に耕起されており購入後には白菜をつくりたいんだと意気込んでいました。現地確認して特に問題ないかと思いますので、皆様の適切なご審議をお願いいたします。 また、同行した渡邊委員、斎推進委員からも補足があればお願いいたします。
議	長	はい。補足ございますか。大丈夫ですか。
齋 推 進 委 員		長田幸浩委員のお話したとおりです。異議ないです。
議	長	はい。分かりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。担当委員から説明願います。
長田（幸浩）委員		議案第2号の案件につきまして引き続き長田からご説明申し上げます。 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、位置図は3ページ、4ページになります。 譲渡人は●●さん、譲受人は●●さんで、現地では譲受人の代理人の行

議

長

政書士さんに対応して頂きました。

転用目的は太陽光パネルの設置で、当初は農地以外の雑種地、原野等を検討していたそうですが、日照、排水等諸条件に合致する用地が当該申請地の他に見当たらず、周辺農地への影響が少なく日照条件の良い当地を選定したとのことでした。太陽光パネル設置に当たっては、盛土や切土をする予定はないということでしたので、全員でこの畑のまわりを踏査して、隣接地との境界の確認や雨水対策を確認しました。対象の土地の周辺には雨水対策として深さ 20cm から 30cm で排水溝が掘られ、かつ溜まった水はフリウム管で川幅 2m の水路に直結されていることから通常の降雨量では問題ないと思われました。また、隣接する右側の農地は対象農地よりも 1m も高いことから雨水等による影響もないと考えられました。

最後に今後の管理を確認したところ、草刈は、除草剤は使わずに機械で 6 月、9 月、12 月の年 3 回を予定しているということでしたので、12 月ではなくて雑草の繁茂する 6 月から 9 月の間に 3 回お願いしたいと依頼しました。また、メンテナンスについては年 1 回以上を予定しているが、周辺住民から意見があれば周辺住民に迷惑が掛からないようにトラブル防止に努め万が一の場合には適正に対処すると説明がありました。こちらからは、周辺住民が不安にならないように、今回の太陽光パネル設置については雑草防除やメンテナンスの計画等について地元町内会等にも回覧板等でしっかりと説明しておくようお願い致しました。

また、パネルに関して何らかの事故が発生すればセンサーが異常探知してすぐ駆けつけるように業者委託しているとの話もされました。

以上から、本申請では特に問題はないと思われましたので、皆様の適切な審議をお願いいたします。

同行した渡邊委員、齋推進委員から補足があればお願いいたします

齋さんと渡邊さん、他に付け加えることはありますか。大丈夫ですか。

(意見なし)

議

長

それでは、担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

川 村 委 員

工事はいつから始まりますか。

議

長

事務局、分かりますか。

橘 川 係 長

工事につきましては許可日からということなので、今回この総会にかかって県の許可が出るのは約 1 ヶ月後ぐらいなので、そうすると 7 月の末、8 月くらいですかね。8 月から令和 7 年の 2 月 1 日までという予定でいただいております。以上です。

議

長

川村委員よろしいでしょうか？

川 村 委 員	はい。
議 長	皆さん、よろしいでしょうか。他に皆さん、何かありますか。何でも疑問に思ったこと、どうぞ。よろしいですか。
	(挙手なし)
議 長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり承認相当として県に進達することに賛成の方は挙手願います。
	(挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり承認相当として県に進達することに決しました。
議 長	日程第 8、議案第 3 号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱	議案書の 13 頁および別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定が 1 件、5 筆で、合計面積は 4,488 ㎡。所有権移転が 3 件、5 筆で、合計面積は 11,311 ㎡でございます。受け手となる方は、いずれも改正前基盤法第 18 条第 3 項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、権利の移転を行うものでございます。今回のこの農用地利用集積計画の公告は、6 月 28 日を予定しております。以上でございます。
議 長	ただいま、事務局からの説明がありました利用権設定 1 番と、所有権移転 1 番から 3 番について一括で質問をいただきます。ご質問ございませんでしょうか。
木 皿 委 員	はい。利用権設定の貸し手の方は、今まで自作してたのですか。それとも今回また委託した。どちらでしょうか？
議 長	事務局の方でお願いします。
佐 々 木 主 事	はい。ご質問の件についてなんですけれども。元々中間管理機構分については農政の方で聞き取りを行っておりまして、そちらの方に確認はしたいと思います。おそらくなんですけれども、今まで借り手の方で作ってたのを正式にやるってということで書類を交わしたものと思います。以上です。
議 長	はい。木皿委員、大丈夫ですか。よろしいですか。
木 皿 委 員	はい。
議 長	その他にご質問ありませんでしょうか？

議	長	(挙手なし) ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積計画について、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。
議	長	(挙手多数) 挙手多数であります。よって、議案第3号 農用地利用集積計画は、計画案のとおりとすることに決しました。
議	長	日程第9、議案第4号、令和5年度 最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書13頁および別紙 議案第4号をご覧ください。議案第4号、令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、概要を説明いたします。こちらは令和5年4月に設定した『令和5年度の最適化活動の目標』に対する活動の点検を表したものとなっております。1頁をご覧ください。I 農業委員会の状況として、令和5年4月1日現在の農業委員会の体制および農家・農地を掲載しております。続きまして2頁をご覧ください。最適化活動の実施状況となっております。(1) 農地の集積について、①現状及び課題は記載のとおりとなりますが、農地面積は令和5年度の統計の数値、集積面積は市産業振興課農政係から提供された数値を用いております。②目標については、令和12年度までに集積率を90%とする目標となっております。③実績も記載のとおりとなりますが、農地面積は令和5年度末の統計の数値、今年度末の集積面積は市産業振興課農政係から提供された数値を用いております。今年度の新規集積面積がゼロとなっておりますが、こちらは、記載要領に今年度末の集積面積からこれまでの集積面積を差し引いた数値を記載することとなっていることから、ゼロと記載しております。今年度末の集積面積の目標が1,247ha、今年度末の集積面積が1,234ha となっており、目標に対する達成状況は98.3%となりました。(2) 遊休農地の発生防止・解消について、①現状及び課題は、令和4年度の数値を用いております。②目標については、記載のとおりですが、a 緑区分の遊休農地の解消面積は令和3年度の遊休農地面積の5分の1を5年間で解消することとなっておりますことから、8.7haの5分の1で、1.7haとしております。③実績は、令和3年度に発生した遊休農地について、令和5年度に解消した面積が0.4ha で、目標に対する達成率は23%となりました。続きまして3頁をご覧ください。 (3) 新規参入の促進について、記載のとおりとなりますが、新規参入者への貸付等について、予め所有者の同意を得て公表した面積が2.7ha ございました。続きまして4頁をご覧ください。農業委員を含む推進委員等の

		最適化活動の活動目標に関する項目です。推進委員等が最適化活動を行う日数については、農業委員の皆様および推進委員の皆様から提出いただいた活動記録から集計して算出しております。活動強化月間の項目ですが、11月の利用権設定等の更新時期と3月の利用状況調査をカウントしております。また、新規参入相談会へ参加は、農業委員会事務局において、新規就農者等の相談に農業委員等が参加しております。最後5頁の下段の目標の達成状況の評語は、記載のとおりになります。農業委員さんを含む推進委員等の点検・評価結果についても記載させて頂いております。6頁は事務の実施状況に関する内容となっております。資料の説明は以上ですが、本日の総会でご意見をいただき、その後、関係機関への報告および市ホームページ等を通して公表することとなっております。ご審議くださいますようお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	賛成多数と認めます。よって、議案第4号、令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、は原案のとおりとすることに決しました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第6回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。 午後2時02分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 1 1 番 _____

委員 1 2 番 _____